

平成 13 年度の国民年金の納付状況

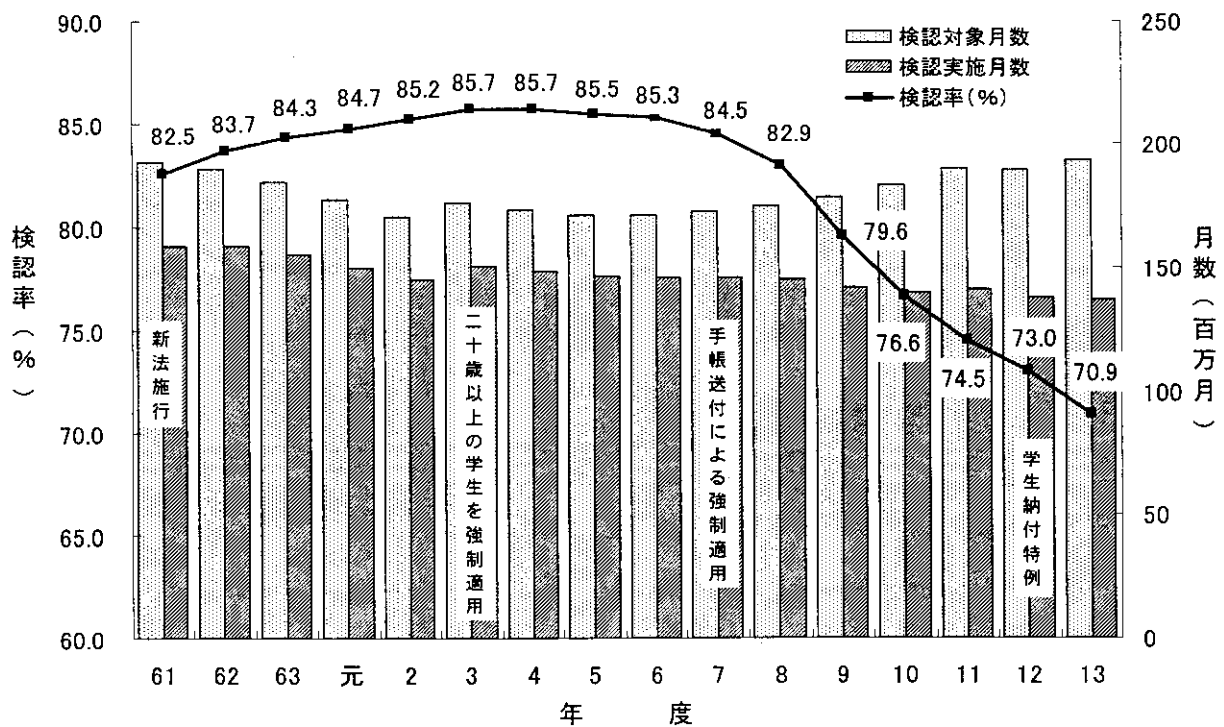
社 会 保 険 庁

平成 14 年 10 月

1 平成13年度の検認率の実績

- 平成13年度の国民年金保険料の検認率は70.9%となっており、平成12年度と比べて2.1ポイント低下した。
- 検認対象月数は伸びているにもかかわらず、検認実施月数は減少している。

検認率、検認対象月数及び検認実施月数の推移



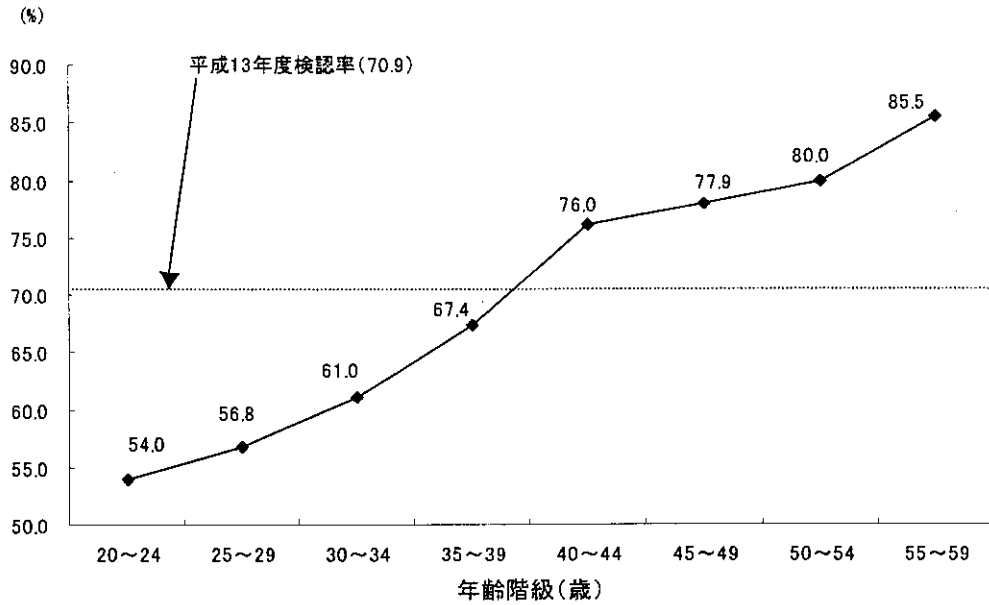
$$\text{検認率 (\%)} = \frac{\text{検認実施月数} + \text{現金前納月数}}{\text{検認対象月数}} \times 100$$

検認率とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（検認対象月数）のうち、翌年度4月末までに実際に納付された月数（検認実施月数+現金前納月数）の割合である。時効までの2年間に納付された保険料を加味して最終的な納付率を計算すると、検認率より概ね4ポイント程度高くなる。

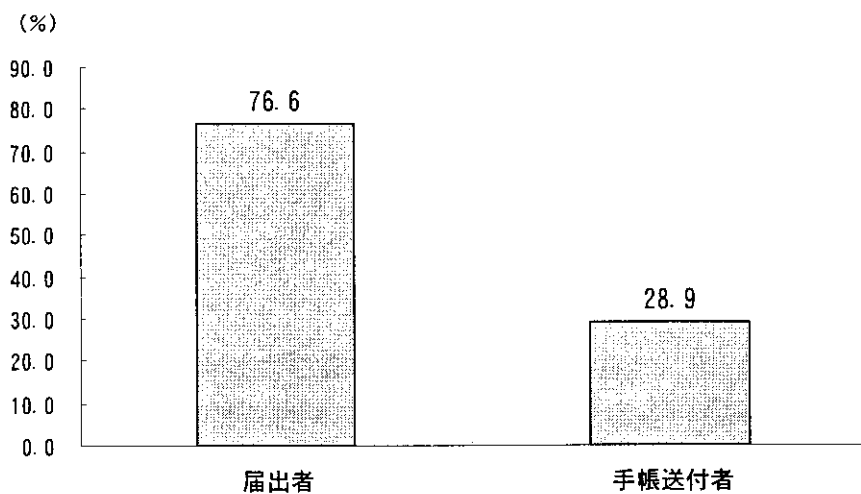
2 平成13年度の年齢階級別検認率及び手帳送付状況別検認率

- 年齢階級別（20歳～59歳）に検認率をみると、年齢階級が低い者は低く、年齢階級が高くなるにしたがって高くなっている。
- 手帳送付者の検認率は、届出者の検認率に比べて極めて低くなっている。

(1) 年齢階級別検認率



(2) 手帳送付状況別検認率



(注1) 年齢階級別の検認率は、平成14年5月末の第1号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

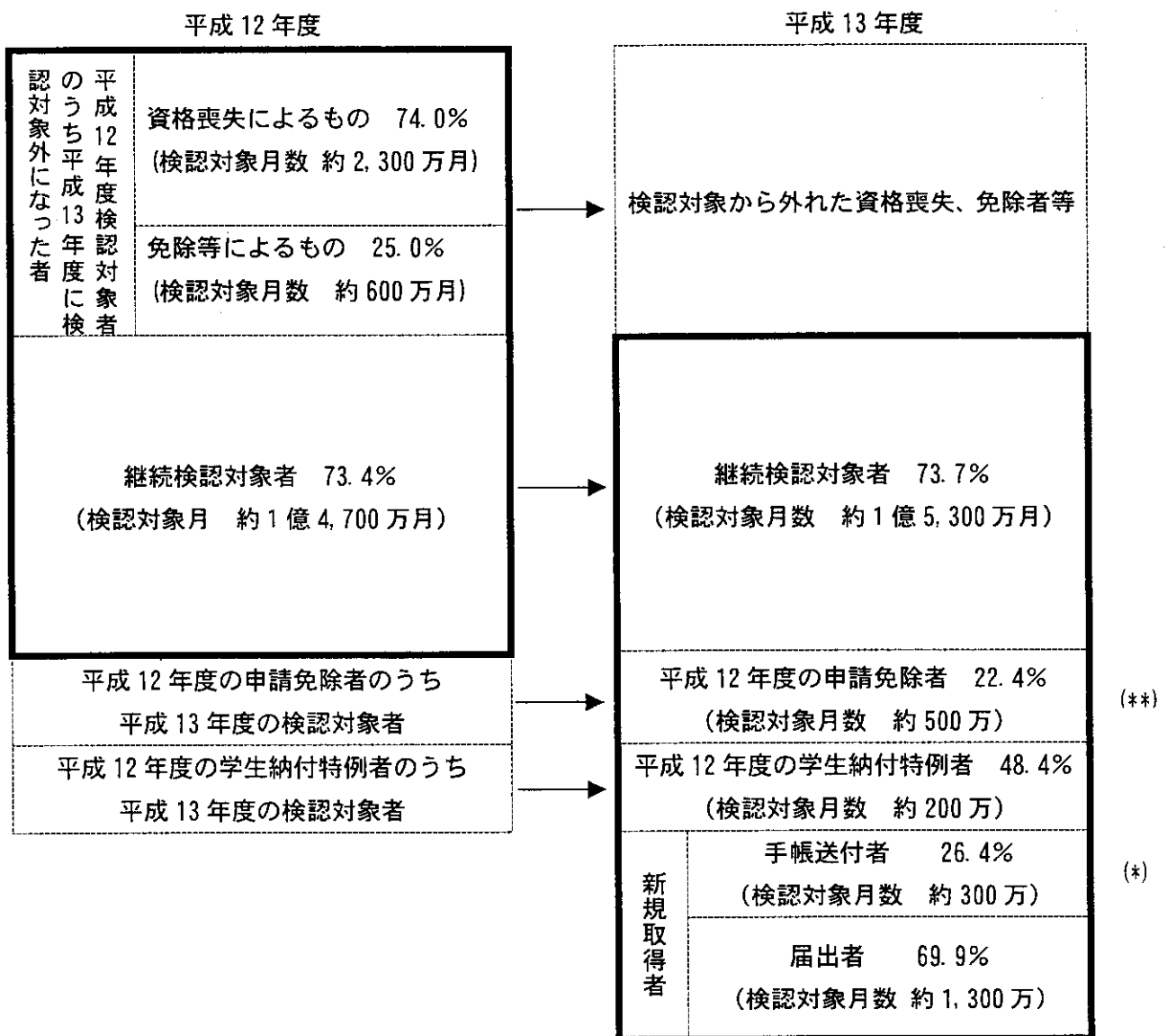
(注2) 手帳送付者とは、自ら資格取得届出を行わない者に対して手帳を送付して被保険者となった者である。

3 検認率低下の要因

平成12年度から平成13年度の検認率が低下（73.0%から70.9%）した要因について、平成13年度に新たに検認対象となった者に係る各属性が検認率低下に与える影響をみると、次のとおりとなっている。

- 平成13年度に新規に資格取得した手帳送付者は、検認率低下の大きな要因となっている。（*）
- 平成12年度に申請免除者であったが平成13年度には検認対象者となった者は、検認率低下の大きな要因となっている。（**）

平成12年度と平成13年度の検認率・検認対象月数の状況（推計）

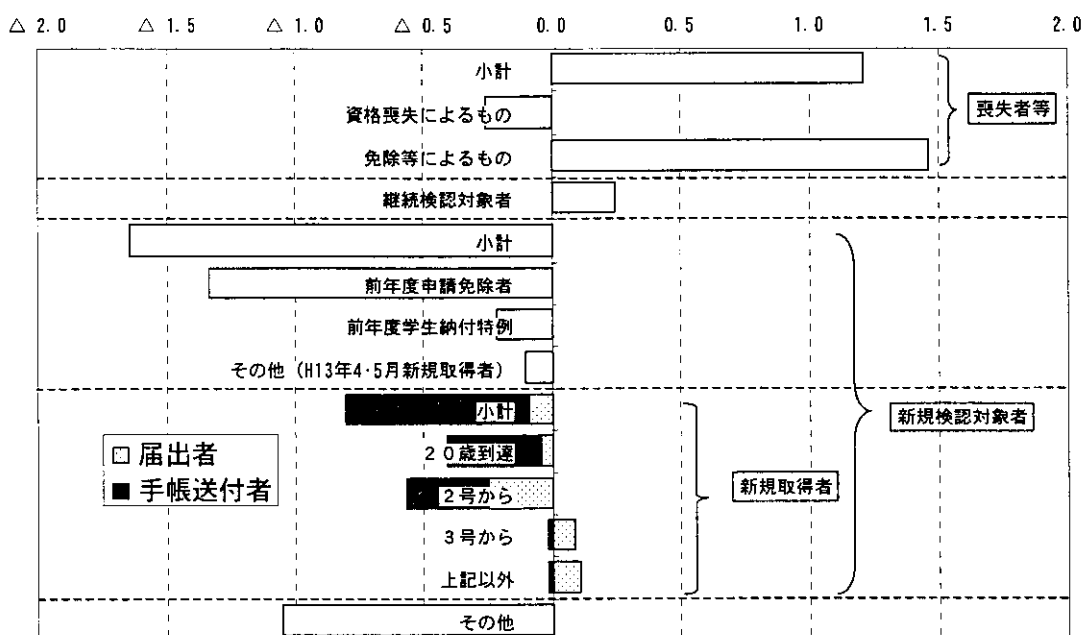


(注1) は検認対象者を示す。

(注2) 平成13(12)年度の各数値については、平成14(13)年5月末の第1号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

(注3) 平成13年度に新規に資格取得した手帳送付者には、平成13年度の資格取得の手続きは届出により行っているが、過去に手帳送付による適用を受けた者も含まれている。

検認率低下の影響度 (%)



	計	届出者	手帳送付者
合計	△ 2.1		
喪失者等計	1.2		
喪失によるもの	△ 0.3		
免除等によるもの	1.5		
継続検認対象者	0.2		
新規検認対象者計	△ 1.6		
前年度申請免除者	△ 1.3		
前年度学生納付特例	△ 0.2		
その他 (H13年4・5月新規取得者)	△ 0.1		
新規取得者計	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.7
20歳到達	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.4
2号から	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.3
3号から	0.1	0.1	△ 0.0
上記以外	0.1	0.1	△ 0.0
その他	△ 1.0		

(注1) 「影響度」は、当該属性をもつ者の検認率が平成12年度の検認率(12年度に対象月がない者については12年度総数の検認率)と同じ場合に、平成13年度総数の検認率がどの程度変わるかを示している。

(注2) 「喪失者等」は、平成12年度には検認対象月があったものが、13年度には検認対象月がなくなった者(資格喪失や申請免除などによる)をいう。

(注3) 平成13年度に新規に資格取得した手帳送付者には、平成13年度の資格取得の手続きは届出により行っているが、過去に手帳送付による適用を受けた者も含まれている。

(注4) 「2号から」には、「適用もれ」(資格取得時の年度に申請をせず、その次の年度以降に申請した者であり、多くの場合、資格取得前は国民年金第2号被保険者である。)を含む。

(注5) 各分類の値を全て足し合わせると、平成12年度検認率と平成13年度検認率の差(70.9-73.0=△2.1%)となる。

(注6) 平成13(12)年度の各数値については、平成14(13)年5月末の第1号被保険者に係る当該数値を用いて推計している。

都道府県別検認率

	平成11年度 検認率 (%)	平成12年度 検認率 (%)	平成11年度と 平成12年度の 差 (ポイント)	平成13年度 検認率 (%)	平成12年度と 平成13年度の 差 (ポイント)
全国	74.5	73.0	-1.5	70.9	-2.1
北海道	77.0	75.7	-1.3	72.7	-3.1
青森県	82.4	79.7	-2.7	75.2	-4.5
岩手県	87.0	86.8	-0.2	84.4	-2.4
宮城県	78.9	77.7	-1.2	75.9	-1.8
秋田県	91.4	89.7	-1.7	87.8	-1.9
山形県	90.2	88.5	-1.7	85.7	-2.8
福島県	79.8	78.1	-1.7	75.8	-2.3
茨城県	75.2	73.9	-1.3	71.9	-2.0
栃木県	74.3	72.6	-1.7	70.7	-1.9
群馬県	77.7	76.6	-1.1	74.3	-2.3
埼玉県	70.0	68.8	-1.2	67.1	-1.7
千葉県	71.1	70.4	-0.8	68.6	-1.7
東京都	64.9	63.2	-1.8	61.8	-1.4
神奈川県	68.9	68.1	-0.8	66.6	-1.5
新潟県	89.7	89.5	-0.2	88.4	-1.1
富山県	84.2	83.2	-1.0	80.6	-2.5
石川県	81.2	81.0	-0.2	79.5	-1.6
福井県	86.4	84.9	-1.5	83.0	-1.9
山梨県	77.6	76.0	-1.6	73.7	-2.3
長野県	87.2	86.4	-0.8	85.7	-0.8
岐阜県	86.4	85.7	-0.6	83.6	-2.2
静岡県	85.3	84.3	-1.0	81.5	-2.8
愛知県	76.5	75.0	-1.5	73.2	-1.8
三重県	81.1	79.1	-2.1	76.7	-2.4
滋賀県	86.1	84.5	-1.7	81.7	-2.8
京都府	71.9	69.4	-2.5	69.5	0.1
大阪府	61.0	58.4	-2.6	56.7	-1.7
兵庫県	72.9	70.4	-2.5	67.4	-3.0
奈良県	73.9	70.7	-3.2	69.5	-1.2
和歌山県	77.5	75.4	-2.0	73.9	-1.6
鳥取県	88.4	88.3	-0.1	84.7	-3.6
島根県	89.2	88.6	-0.6	86.3	-2.4
岡山県	79.5	77.2	-2.3	72.9	-4.3
広島県	76.2	75.8	-0.5	73.9	-1.9
山口県	86.8	84.6	-2.2	81.1	-3.6
徳島県	76.8	75.8	-1.0	73.6	-2.2
香川県	85.2	83.8	-1.4	81.1	-2.7
愛媛県	83.7	82.0	-1.7	80.4	-1.6
高知県	78.5	76.8	-1.7	73.3	-3.5
福岡県	73.4	72.3	-1.1	71.1	-1.2
佐賀県	83.7	80.5	-3.2	78.6	-1.9
長崎県	80.2	79.8	-0.3	76.6	-3.3
熊本県	82.4	81.7	-0.7	79.0	-2.7
大分県	81.4	79.8	-1.6	77.1	-2.7
宮崎県	82.4	81.0	-1.5	76.3	-4.7
鹿児島県	81.3	80.1	-1.2	75.7	-4.4
沖縄県	59.2	59.3	0.1	50.8	-8.5

平成14年度 国民年金の収納対策

—13年度の実績などを踏まえた重点的な収納対策—

社 会 保 険 庁

平成14年10月

平成14年度 国民年金の収納対策

－13年度の実績などを踏まえた重点的な収納対策－

1. 14年4月からの収納対策（別添1）

(1) 保険料の納付督促

- ① 納期限の翌月から年6回にわたり催告状を送付
- ② 電話による保険料の納付督促を実施
- ③ 職員や国民年金推進員の戸別訪問による保険料の納付督促、徴収を実施

(2) 年金広報の充実

(3) 学生納付特例制度等の周知

(4) 保険料の納付窓口の拡大など納めやすい環境作り

2. 14年度後半における重点的な収納対策

13年度収納実績などを踏まえ、年度後半に向け、次の重点的な収納対策を実施することとしている。

- | |
|---|
| (1) ・昨年度学生納付特例者で未納となっている者
・新規資格取得者のうち手帳送付者で未納となっている者 |
|---|

殆どの者が年齢階級が低く、制度への関心や理解が不足していると考えられることから、次の対策を実施するとともに、これらの対策の連携及び事後フォローを徹底する。

- ① 年金週間における若年層をターゲットにした集中的広報（別添2）
- ② 世代別リーフレットの配布
- ③ 大学等の協力を得て、学園祭等の機会をとらえ、学生納付特例制度等の周知広報の実施
- ④ 電話による納付督促
- ⑤ 職員や国民年金推進員の戸別訪問による納付督促

- | |
|---|
| (2) ・継続検認対象者のうち昨年度納付者で未納となっている者
・昨年度申請（全額）免除者で半額免除や却下者等に移行し未納となっている者
・新規資格取得者のうち届出者で未納となっている者 |
|---|

保険料の納付や制度に対する意識や理解は比較的高いと考えられることから、次の対策を実施するとともに、これらの対策の連携及び事後フォローを徹底する。

- ① 電話による納付督促
- ② 職員や国民年金推進員の戸別訪問による納付督促

14年度からの収納対策

1. 年金広報の充実
 - ・ 年金制度の意義・役割について正しく理解してもらうとともに、保険料の納付は、国民の義務であるという認識を浸透させるための広報を展開
 - ① 政府広報やテレビ・インターネット等の媒体を活用した集中的な広報
 - ② 市町村の広報誌による広報
 - ③ 年金ホームページの開設
 - ④ 制度周知リーフレットの配布（対象世代別に内容を工夫）
 - ⑤ 成人式の機会を捉えた新成人への広報
2. 中、高校生に対する年金教育の推進
 - ・ 年金広報専門員等による中学、高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを開催
 - ・ 「文部科学省・厚生労働省連携協議会」を設置（13年6月）し、年金教育の充実方策等を検討
3. 学生納付特例制度等の周知
 - ・ 大学等の協力を得て、ガイダンスや学園祭等の機会を捉えた広報の実施
4. 納めやすい環境作り
 - ・ 被保険者が自主的に保険料を納める環境を整備する観点からの取組み
 - ① 保険料の納付窓口を全国の銀行、郵便局、信用金庫、農協などあらゆる金融機関に拡大
 - ② 口座振替を行っていない者全員に口座振替の利用を勧奨
 - ③ 集合徴収については、市町村、商店会、自治会等の協力を得て納付窓口を拡大
5. 保険料の納付督促
 - ・ 保険料を滞納している者に対する納付督促の取組みを全国統一的に実施
 - ① 納期限の翌月から年6回にわたり催告状を送付
 - ② 電話による保険料の納付督促を実施
 - ③ 職員や国民年金推進員の戸別訪問による保険料の納付督促、徴収を実施

(別添2)

平成14年度「年金週間(11月6日~12日)」における広報

1 概要

国民の一人一人が年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度に対する理解と信頼を深めるため、「いい老後」にちなんで毎年11月6日(いいろうご)から12日の間を、年金週間として広報活動を集中的に実施している。

本年度は、国民年金保険料の納付をテーマとし、特に、納付率が比較的低い、20歳代前半~30歳代前半層を対象に「ひとりの勝手は、みんなの迷惑」をキャッチフレーズに、若い世代に人気のあるタレントの優香さんを起用して、テレビ、ラジオ、インターネット、ポスターによる広報を行います。

2 実施時期

平成14年11月6日(水)~12日(火)

3 広報媒体

- (1) テレビ：地上波全国67局、CS、BS
- (2) ラジオ：FM、AM全国82局
- (3) インターネット：infoseek、毎日インタラクティブ
バナー広告(動画広告)
- (4) ポスター(B2版)(別添)
掲出先：地方社会保険事務局、社会保険事務所、市区町村等の窓口等
- (5) ターミナルビジョン：東京(渋谷、新宿)、大阪(梅田、難波)

ひとりの勝手は、
みんなの迷惑。

きちんとネ!



保険料納付は、国民の義務です。

- 国民年金は、国が運営する確実な将来の支えです。
- 生涯受け取れて、安心の終身保障です。
- 「万が一」のための、障害年金・遺族年金もあります。
- 年金額の1/3は国が負担します。
- 保険料は全額、社会保険料控除の対象です。

納めよう、支え合いです。国民年金。

www.nenkin.go.jp

社会保険庁

明日のあなたを考えて… 年金はあなたが主人公です。11月6日～12日は年金週間。厚生労働省・社会保険庁・地方社会保険事務所・社会保険事務所

社会保険庁では、年金週間にあわせて、約10万人の方を対象に「国民年金保険料滞り制度」を実施しています。調査へのご協力をお願いいたします。

※ 実際のポスターは、服装、ポーズ等若干の変更があります。